

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 4月度)

- 1 日 時 令和2年4月6日(月)
開会：午後1時50分
閉会：午後2時20分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 14名
1番 中葉 隆 2番 道淵 登 4番 円戸 敏男
5番 六田 敏夫 6番 上出 義美 7番 両國 明美
8番 中嶋 知子 9番 川上 悦男 10番 寶住 與一
11番 山下 裕 12番 江添 良春 13番 大澤 昌弘
14番 扇谷 俊彦 15番 松村 博
- 4 欠席委員 3番 山下 壽明
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 賃借料情報の提供について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 坂 久成 農林畜産課長 浦 勇仁
主 査 清水 徹夫 事務員 池田 幸代
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和2年度4月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

(新任職員) 挨拶 (略)

(事務局) 今回、新型コロナウイルス感染防止の観点から発声の機会を抑えるため、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第4号議題 賃借料情報の提供について

です。

□議長(会長) なお、本日は山下委員長から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、扇谷委員、松村委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

今月の利用権設定は、通常の相対のものと、農地中間管理機構にかかるものがあります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認(進行を速めるため)

以上、合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） それでは、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は3件です。

まず1件目は計2筆で、申請面積は———m²です。

申請農地は、氷見市**——番及び——番、登記地目は田及び畑です。

譲渡人 宝達志水町**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

次に2件目は計3筆で、申請面積は———m²です。

申請農地は、氷見市**——番他、登記地目は全て田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

最後に3件目は計2筆で、申請面積は———m²です。

申請農地は、氷見市**——番及び——番、登記地目は全て田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市

——番地（氏名）へ所有権移転を行うものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、3件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

使用借人は氷見市**——番地（氏名**）、

使用貸人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は田、現況は畑、申請面積は——m²です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

番号2、地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番外1筆、地目は2筆とも申請書において登記は田、現況は雑種地、申請面積は合計——m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

番号3、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番外2筆、地目は申請書において登記は畑、
現況は宅地、申請面積は合計——㎡です。
農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

引き続き、許可基準について説明。

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件3件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地の耕作者からの承諾書が添付されております。

また、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

今回の案件については、番号2番、3番の案件は違反転用にあたることから始末書の提出を求め、これを受理しております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定に

よる許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題、賃借料情報の提供について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題、賃借料情報の提供について、説明申し上げます。

根拠法令は農地法第52条で、「農業委員会は賃借等の動向、その他、情報の提供を行うものとする。」と規定されています。

賃借料は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に利用権設定されたデータを基に、積算、集計、作成をいたしました。

この賃借料実績データを市内19地区に分けて、それぞれを1級地、2級地、3級地及び最高額、最低額、平均額、データ数を出しております。

今後、情報提供の方法としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報JAひみし」及び「広報ひみ」の各広報誌への掲載を行ってまいります。

以上でございます。

原案のとおり決定・提供してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

……………発言の発声なし……………

□議長（会長） 無い様でございますので、異議がないと認め、第4号議題、賃借料情報の提供について、原案のとおり情報提供することといたします。

□議長（会長） 次に、お手元に追加いたしました第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断につきまして、ご説明申し上げます。

地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）及び、氷見市**——番地（氏名**）です。

申請地は、氷見市**——番、——番、地目は2筆とも登記が田、現地は植林された状況です。面積は合計——m²です。

今回、県営治山事業による治山施設として非農地認定による非農地通知書の交付申請があったものです。

申請地は、平成27年に災害により崩壊し、県営治山事業の着手前の判断では農地としての利用、原状回復は困難ではなかったかといえます。平成28年度から県営治山事業で復旧工事を施工しており、昨年、工事が終了して、現地は治山施設として植栽を行っております。

説明は以上でございます。

今回、付された案件につきまして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

申請地は災害により崩壊し、県営治山事業での復旧工事を施工して、杉の木が植栽されている状態を確認いたしました。

現地の状況から、今後、農地としての利用、原状回復は困難であると判断いたしました。以上、今回の件について非農地として判断したことを報告させていただきます。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会 4 月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 6 日

議 長

署名委員

署名委員
